

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国道57号瀬田地区豪雨時交通規制（その4）作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 2年 7月 6日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社藤本建設工業
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥2,079,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥2,079,000-
随意契約によることとした理由	別紙随意契約理由書のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 国道57号瀬田地区豪雨時交通規制（その4）作業
2. 履行場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村～菊池郡大津町
3. 随意契約の相手方 名称：(株)藤本建設工業
住所：熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽3377-1
電話：0967-67-0138
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

令和2年7月6日～7月8日に豪雨により連続雨量140mmに達することが想定されたため、熊本県阿蘇郡南阿蘇村～菊池郡大津町の一般国道57号の交通規制を行う必要が生じた。

本件は、この事態による道路の安全を確保するため、一般国道57号の交通規制等を行うものである。

(2) 理由

上記業者は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害等の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とし、熊本河川国道事務所と「熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定」を締結している。また、当該業者は一般国道57号の当該区間を担当としていることから、早期な対応が可能である。

以上のことから、本作業を円滑に遂行するには(株)藤本建設工業が唯一の契約相手と判断するものである。

(随意契約理由書作成者)

熊本河川国道事務所

道路管理第二課長